

環自総発第110401016号  
平成23年4月1日

都道府県知事 殿

環境省自然環境局長

ナショナル・トラスト活動に係る税制上の優遇措置について（通知）

国民又は民間の団体が、寄付金等を用いて、すぐれた自然環境を有する民有地を取得し、その保存及び活用を図る活動（以下「ナショナル・トラスト活動」という。）に関し、従来より各種の支援措置を講じてきているところであるが、平成22年12月10日に公布された「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）」第12条第1項において、「国は、生物の多様性の保全を目的として国民又は民間の団体が行う生物の多様性の保全上重要な土地の取得が促進されるよう、これらの者に対し、情報の提供、助言その他の必要な援助を行うものとする。」と規定されたことを受け、今後一層の支援措置を講じていくことが必要である。

これまでのところ、所得税法施行令の一部を改正する政令(昭和60年政令第59号)及び法人税法施行令の一部を改正する政令(昭和60年政令第60号)が昭和60年3月30日に公布、同年4月1日から施行され、これによりナショナル・トラスト活動を行う一定要件を備えた公益法人（以下「自然環境保全法人」という。）に対する寄付金に係る所得税及び法人税について優遇措置が講じられてきた。

また、これと併せ、自然環境保全法人が取得し、又は所有する不動産に係る不動産取得税及び固定資産税についても軽減措置を講じることが適当である旨、昭和60年4月1日自治府第29号「自然環境保全法人に係る不動産取得税及び固定資産税の軽減について」の通知が自治省税務局長から行われたところである。

さらに、租税特別措置法施行令の一部を改正する政令(昭和61年政令第81号)が昭和61年3月31日に公布、同年4月1日から施行され、自然環境保全法人に対して贈与された相続財産に係る相続税の非課税措置が講じられてきた。

しかしその後、公益法人制度改革関連法（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）及び一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年

法律第50号) ) が制定されたことにより、従来の公益法人制度が廃止され、また、既存の公益法人については、平成25年11月30日までに内閣府又は都道府県に移行申請し、公益社団法人若しくは公益財団法人への移行認定又は一般社団法人若しくは一般財団法人への移行認可を受けることとなった。なお、申請を行わなかった又は当該認定又は認可を受けられなかった法人は、解散したものとみなされる。

この制度改革に伴い、自然環境保全法人に対する寄付金に係る所得税及び法人税についての優遇措置並びに自然環境保全法人に対して贈与された相続財産に係る相続税の非課税措置に関する上記政令は廃止されて、今後は公益社団法人及び公益財団法人は寄付金に係る所得税及び法人税についての優遇措置並びに贈与された相続財産に係る相続税の非課税措置が適用されることとなっている。

このため、貴職管内のナショナル・トラスト活動を行う法人について、この公益社団法人・公益財団法人の移行認定又は新規認定を受けることを推奨し、認定のため必要な助言及び指導をお願いしたい。

一方、自然環境保全法人が取得し、又は所有する不動産に係る不動産取得税及び固定資産税についての軽減措置については、従来の取扱いに変更はない。ただし、自然環境保全法人の認定については、今後は、「自然環境保全法人認定要領について（平成23年4月1日環自総発第110401018号）」に基づき行うこととする。

以上について、管下市町村に示達の上よろしく御指導願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

環自総発第110401018号

平成23年4月1日

各都道府県自然保護主管部(局)長 殿

環境省自然環境局総務課長

自然環境保全法人認定要領について（通知）

国民又は民間の団体が、寄付金等を用いて、すぐれた自然環境を有する民有地を取得し、その保存及び活用を図る活動（以下「ナショナル・トラスト活動」という。）に係る税制上の優遇措置については、平成23年4月1日付け環自総発第110401016号により、環境省自然環境局長名をもって通知されたところであるが、当該通知のうち、不動産取得税及び固定資産税についての軽減措置を講ずることが適当と考えられるナショナル・トラスト活動を行う法人（以下「自然環境保全法人」という。）について、内閣総理大臣が認定した公益社団法人又は公益財団法人については、環境大臣による認定の要件、手続等を別紙「自然環境保全法人認定要領」のとおり定めたので通知する。

都道府県においても、都道府県知事が認定した公益社団法人又は公益財団法人について、この認定要領に準じて自然環境保全法人の認定をすることをお願いしたい。また、都道府県知事が自然環境保全法人の認定を行った後には、当該自然環境保全法人の事業報告書及び収支決算書の写しを毎年当職あて提出願いたい。

なお、自然環境保全法人でない民間の団体等についても、その活動内容に照らして、地方公共団体の判断により、不動産取得税及び固定資産税についての軽減措置を講じている場合があるが、この認定要領の公布によってその取組を妨げるものではないことを申し添える。

以上について、管下市町村に示達の上よろしく御指導願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

## 別紙

### 自然環境保全法人認定要領

不動産取得税及び固定資産税の軽減措置を講ずることが適当と考えられる、寄付金等を用いて、すぐれた自然環境を有する民有地を取得し、その保存及び活用を図る活動（以下「ナショナル・トラスト活動」という。）を行う法人（以下「自然環境保全法人」という。）の業務に関し、適正な運営がなされていることの環境大臣の認定（以下「適性運営認定」という。）は次により行うこととする。

#### 1 適正運営認定の要件

適正運営認定は、自然環境保全法人が次の要件に適合しているかどうかを審査の上行うものとする。

- (1) 内閣総理大臣により公益社団法人又は公益財団法人に認定されていること。
- (2) すぐれた自然環境を保存及び活用の対象としていること。  
この場合すぐれた自然環境とは次の地域をいうものとする。
  - ① 自然公園法(昭和32年法律第161号)、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)、古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和41年法律第1号)、首都圏近郊緑地保全法(昭和41年法律第101号)、近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和42年法律第103号。近郊緑地保全区域に限る。)、明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法(昭和55年法律第60号)、都市計画法(昭和43年法律第100号。風致地区に限る。)及び都市緑地法(昭和48年法律第72号)に基づき指定された地域
  - ② 区域を定め、行為を制限することにより自然環境を保全することを目的とする条例(地域指定に当たって審議会等の意見を聴くこととされているものに限る。)に基づき指定された地域
- (3) ナショナル・トラスト活動に必要な技術的能力を有するものであること。
- (4) 定款又は寄附行為に次のとおり規定されていること。
  - ① 組織の目的として、自然環境の保全が掲げられていること。
  - ② 保存及び活用のため取得した土地等の財産は、原則として、その処分等をなし得ないこと。
  - ③ 保存及び活用のため取得した土地等は、その保存に支障のない範囲内で一般に公開すること。
- (5) 法人の行う毎年の事業計画にナショナル・トラスト活動に関連する事業を行うことが明記されていること。
- (6) その他公益活動に重大な弊害をもたらすこととなる事情が存在しないこと。

#### 2 適正運営認定の手続

適正運営認定は次の手続により行うものとする。

- (1) 適正運営認定の申請は、自然環境保全法人が環境大臣に対し次に掲げる書類を添付

して別記様式1により行うものであること。

- ① 1（1）に掲げる要件に適合することを証する書類
  - ② 1（2）に掲げる要件に適合することを証する書類
  - ③ 1（3）に掲げる要件に適合することを証する書類
  - ④ 定款又は寄附行為
  - ⑤ 役員の氏名及び略歴
  - ⑥ 当該法人に設置された評議員会等の構成員の氏名及び略歴
  - ⑦ 申請時の前事業年度の事業報告書及び収支決算書（新設法人にあっては設立年度及び翌年度の事業計画書及び収支予算書）
  - ⑧ その他環境大臣が必要と認めた書類
- （2）環境大臣は、適正運営認定をした場合には、別記様式2により申請者に通知をするものであること。

### 3 事業報告等

適正運営認定を受けた法人は毎年、当該法人の予算期間後2箇月以内に、当該予算期間中の事業報告書及び収支決算書を、環境大臣に提出するものとする。

別記様式1

年 月 日

環 境 大 臣 殿

(法人の名称) 公益社団法人又は公益財団法人 ○○○○

(法人の代表者氏名) △△△△ 印

(法人の主たる事務所)

ナショナル・トラスト活動に係る適正な運営がされて  
いるものであるとの認定について (申請)

当法人がナショナル・トラスト活動を行うに当たり、適正な運営がされているものであるとの認定を得たいので、別添関係書類を沿えて申請します。

別記様式2

文書番号  
年 月 日

(法人の名称) 公益社団法人または公益財団法人 ○○○○  
(法人の代表者氏名) △△△△ 殿

環 境 大 臣 印

ナショナル・トラスト活動に係る適正な運営がされて  
いるものであるとの認定について (通知)

年 月 日付けで申請のあった標記については、貴法人が自然環境保全法人認定要領  
の1に該当する、ナショナル・トラスト活動を行うに当たり、適正な運営がされているも  
のであると認定したので通知する。